

鋼船規則

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2009 年 第 3 回 一部改正

2009 年 第 3 回 一部改正

2009 年 12 月 22 日 規則 第 63 号 / 達 第 74 号

2009 年 9 月 25 日 技術委員会 審議

2009 年 10 月 27 日 理事会 承認

2009 年 12 月 11 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規
則

B 編 船級検査

2009 年 第 3 回 一部改正

2009 年 12 月 22 日 規則 第 63 号

2009 年 9 月 25 日 技術委員会 審議

2009 年 10 月 27 日 理事会 承認

2009 年 12 月 11 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

12 章 海洋構造物及び作業船等に関する検査

12.2 登録検査

12.2.1 一般

-2.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査では、船体構造、船体艤装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線について、それらが **P 編**の該当規定に適合することを確認する。

-2. 登録検査では、船舶の材料、船体構造、艤装、機関等に応じ、**2 章**の該当規定を準用するほか、~~12.2.2~~及びから ~~12.2.36~~の規定による。

12.2.2 及び 12.2.3 を次のように改める。

12.2.2 提出用図面その他の書類

-1. (省略)

-2. (省略)

-3. 前-1.及び-2.にかかわらず、P 編 1.2.3(2)に規定する作業船であって製造中登録検査を受けようとするものにあつては、2.1.2 及び 2.1.3 の該当規定を準用するほか、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。

(1) 当該船舶の目的とする作業のための設備及び機関等(以下、「作業用機器」という。)に関する図面

(2) 作業用機器を支持するための船体構造図

~~3.4. 前-1.及びから-2.3.~~の規定に関わらず、同一の事業所において、既に承認された図面その他の書類を用いて船舶を建造する場合又は機関を製造する場合には、本会が別に定めるところにより、~~前-1.及びから-2.3.~~に掲げる図面及び資料の一部の提出を省略することができる。

12.2.3 ~~検査の立会の時期~~工事の検査

-1. 製造中登録検査における船体、艤装、機関及び電気設備関係の工事の立会の時期は、次のとおりとする。

(1) ~~2.1.4-1.~~及び-2.に規定するとき並びに **12.2.4** 及び **12.2.5** に規定する検査を行うとき

- (2) 機関及び電気設備について、**P 編 11.1.2** 及び **12.1.2** に規定する試験を行うとき
 - (3) 半潜水型船舶にあつては、ドラフトスケールを設置するとき
 - (4) 大型の貯蔵船にあつては、放爆装置の設定作動圧力以下の圧力で作動試験を行うとき
 - (5) **P 編 10 章**に規定する係留設備を有する船舶にあつては、当該設備を設置するとき。
 - (6) 自動船位保持設備の機器を搭載するとき及び自動船位保持設備の試験要領書に従って試験を行うとき
 - (7) 作業船にあつては、作業用機器の効力試験を行うとき
- 2. 前-1.に掲げる立会の時期は、製造所の設備、技術、品質管理等の実状に応じて減ずることがある。

12.3 年次検査

12.3.2 及び 12.3.3 を次のように改める。

12.3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

- 1. 以下に掲げる書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。
 - (1) 承認された復原性資料
 - (2) **P 編 7.6.1-2.**によりローディングマニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、ローディングマニュアル
 - (3) **P 編 1.2.25** に定義する操船資料
 - (4) 自動船位保持設備を有する船舶にあつては、自動船位保持設備試験要領書
 - (5) 当該船舶の構造、用途に応じ、**表 B3.1** に掲げる書類又は図書のうち該当する項目
- 2. 船体、艀装、消火設備及び備品の検査

年次検査では、当該船舶の構造、艀装等に応じ、**3.2.2** から **3.2.7** に規定する検査項目のうち該当する項目のほか、次に掲げる検査を、現状を見ることが出来る範囲内で検査を行う。

 - (1) **P 編 10 章**に規定する係留設備及びそれぞれの所属具並びに当該設備の周囲の船体構造
 - (2) 海底資源掘削船にあつては、掘削やぐら及びこれらの支持装置
 - (3) 作業用機器及びその支持構造
- 3. 甲板昇降型船舶にあつては、前-1.及び-2.に掲げる項目に加え、喫水線上の検査できる範囲にある次に掲げる個所の検査を行う。
 - (1) 脚構造全般
 - (2) ジャッキフレーム及び脚支持構造並びにこれらの周辺の船体構造
- 4. 半潜水型船舶にあつては、前-1.及び-2.に掲げる項目に加え、喫水線上の検査できる範囲にある上部構造、コラム、フーティング又はローハルとブレーシングとの接合部並びに外周の検査を行う。
- 5. 船型及びバージ型船舶にあつては、前-1.及び-2.に掲げる項目に加え、喫水線上の検査できる範囲内にあるムーンプール等の開口部周辺の船体構造の検査を行う。

12.3.3 機関及び電気設備の年次検査

機関及び電気設備の年次検査は、船舶に搭載する機関、電気設備の種類に応じ 3.3 に規定する検査項目を検査するほか、以下に掲げる検査を行う。

- (1) 危険場所の電気設備の現状を検査する。また、建造後 10 年以上の船舶にあつては、これらの絶縁抵抗を測定する。ただし、適正な計測記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合、これを省略できる。
- (2) 甲板昇降型船舶にあつては、甲板昇降装置の現状を検査する。
- (3) 自動船位保持設備を有する船舶にあつては、自動船位保持設備を構成する機器の現状を検査するとともに、自動船位保持設備試験要領書に従って効力試験を行う。
- (4) 作業用機器について現状検査を行う。ただし、検査員が必要と認める場合、作業用機器の効力試験を行うことがある。

附 則

1. この規則は、2010 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

鋼船規則検査要領

B 編 船級検査

要
領

2009 年 第 3 回 一部改正

2009 年 12 月 22 日 達 第 74 号
2009 年 9 月 25 日 技術委員会 審議

2009年12月22日 達 第74号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B12 海洋構造物及び作業船等に関する検査

B12.2 登録検査

B12.2.2 提出図面その他の書類

-9.として次の1項を加える。

-1. 規則 B 編 12.2.2-1.(1)(j)にいう復原性資料とは、別に定める「船長のための復原性資料に関する検査要領」に従って作成された資料をいう。

(-2.から-8.は省略)

-9. 規則 B 編 12.2.2-3.の適用上、作業用機器に関する図面及び作業用機器を支持するための船体構造図として、少なくとも以下の図面を提出すること。ただし、作業等に応じて追加の図面等の提出を求めることがある。

(1) 消防船

(a) 承認用図面及び資料

i) 他船消火作業用設備配置図（他船消火作業用装置、消火栓、消防員装具等の配置、型式、数量等を示したもの。）

ii) 海水取水口配置図

iii) 消火用モニター支持構造図

(b) 参考用図面及び資料

i) 消火用モニター遠隔操作要領図

ii) 水噴霧装置図（他船消火作業用水噴霧装置を備える場合）

iii) 可搬式泡発生器図（他船消火作業用可搬式泡発生器を備える場合）

iv) 泡消火装置図（他船消火作業用泡消火装置を備える場合）

v) 消火作業中の位置保持に関する設計資料

vi) 消火用モニターの支持構造に対する強度計算書

(2) 洋上補給船

(a) 参考用図面及び資料

i) 貨物の積付け配置図

ii) 貨物の固縛要領図

(3) 揚錨船

(a) 承認用図面及び資料

i) 揚錨設備配置図（スターンローラー、クレーン、ボラード等の揚錨設備の配置、型式等を示したもの。）

- ii) 揚錨設備支持構造図
 - (b) 参考用図面及び資料
 - i) 揚錨設備図
 - ii) 揚錨設備の支持構造に対する強度計算書
 - iii) 貨物の積付け配置図
 - iv) 貨物の固縛要領図
- (4) 曳航作業に従事する船舶
 - (a) 承認用図面及び資料
 - i) 曳航設備配置図
 - ii) 曳航設備支持構造図
 - (b) 参考用図面及び資料
 - i) 曳航設備図
 - ii) 曳航設備の支持構造に対する強度計算書
 - iii) ボラードプル試験手順書
- (5) 海底敷設作業に従事する船舶
 - (a) 承認用図面及び資料
 - i) 敷設設備配置図
 - ii) 敷設設備支持構造図
 - (b) 参考用図面及び資料
 - i) 敷設設備図
 - ii) 敷設設備の支持構造に対する強度計算書

B12.2.3 を次のように改める。

B12.2.3 検査の立会の時期工事の検査

- 1. 規則 B 編 12.1.1-2. に該当する船舶であって、複数の船舶が共用する設備及び陸上に設けられる設備の検査についても、立会うこととする。
(-2.から-7.は省略)
- 8. 規則 B 編 12.2.3(7)の適用上、作業船における作業用機器の効力試験とは、次のことをいう。ただし、船内において、性能の確認が容易でないと認められる場合には、製造工場における本会検査員による検査に代えることができる。

(1) 消防船

- (a) 本会承認の他船消火作業用設備配置図のとおり設備されていることを確認する。
- (b) 他船消火作業用設備
 - i) 水消火設備
船舶に備える全ての放水モニターにより同時に射水を行い、それぞれの射水の到達距離が表 P9.4.4-1. に示す距離以上に達することを確認する。
 - ii) 消火用ホース及びノズル
射水を行い、到達距離が 12m 以上に達することを確認する。
 - iii) 可搬式高膨脹泡発生器
可搬式高膨脹泡発生器の動作を確認する。
 - iv) 泡消火装置
船舶に備える泡用モニターを同時に最大出力で使用し、泡の垂直到達距離

が海面から 50m 以上に達することを確認する。

v) 水噴霧装置

水噴霧装置の動作を確認する。

(2) 揚錨船

(a) 本会承認の揚錨設備配置図のとおりに設備されていることを確認する。

(b) 揚錨設備の効力を確認する。

(3) 曳航作業に従事する船舶

(a) 本会承認の曳航設備配置図のとおりに設備されていることを確認する。

(b) 曳航設備の効力を確認する。

(4) 海底敷設作業に従事する船舶

(a) 本会承認の敷設設備配置図のとおりに設備されていることを確認する。

(b) 敷設設備の効力を確認する。

附 則

1. この達は、2010年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。